委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	赤平市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例 号	≸ 9−1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/2015021200016/	

執行機関名 赤平市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	赤平市子ども医療費助成に関する条例(平成6年条例第25号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 赤平市子ども医療費助成に関する条例(平成6年条例第25号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	赤平市子ども医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て <u>児童</u> は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その <u>心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること</u> その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもに対し医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちの <u>健</u> <u>康増進と健やかな育成</u> を図るとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的と する。
⑦独自利用事務の関連規範		赤平市子ども医療費助成に関する条例 赤平市子ども医療費助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	赤平市子ども医療費助成に関する条例第4条第1項
	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実につ いての審査に関する事務	赤平市子ども医療費助成に関する条例第4条第1項の規定による受給資格の認定 の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	赤平市子ども医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情 報		

備考
